

競争的資金の間接経費の執行に係る規定

平成 26 年 7 月 1 日

株式会社アミンファーマ研究所

(目的)

第 1 条 この規程は、株式会社アミンファーマ研究所における競争的資金の間接経費の執行に関し必要な事項を定め、当社における競争的資金の間接経費の適正な使用に資することを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 間接経費の執行が円滑に行われるよう努力し、間接経費の運用状況について、一年度毎に評価を行う。

(間接経費の使途)

第 3 条 間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は別表 1 に規定する。なお、間接経費の執行は、文部科学省「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」で定める間接経費の主な使途を参考として、代表取締役社長の責任の下で適正に行うものとする。

(その他)

第 4 条 本規定に定めるものの他、間接経費の執行・評価に当たり必要となる事項については、別途定めることとする。また、本規定は、今後の執行状況を踏まえ、随時見直すこととする。

附則 この規定は平成 26 年 7 月 1 日より実施する。

(別表1)

間接経費の主な使途の例示

競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費のうち、以下のものを対象とする。

- (1) 管理部門に係る経費
 - (ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
 - (イ) 管理事務の必要経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 など
- (2) 研究部門に係る経費
 - (ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
 - (エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
 - (オ) 特許関連経費
 - (カ) 研究棟の整備、維持及び運営経費
 - (キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
 - (ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
 - (ケ) 設備の整備、維持及び運営経費
 - (コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費
 - (サ) 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
 - (シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
 - (ス) 図書館の整備、維持及び運営経費
 - (セ) ほ場の整備、維持及び運営経費
など
- (3) その他の関連する事業部門に係る経費
 - (ソ) 研究成果展開事業に係る経費
 - (タ) 広報事業に係る経費
など

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、代表取締役社長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。